

市民オンブズ岡崎

ホームページ

<http://www.geocities.jp/m039asihara/>

NO. 1 0 0

岡崎市竜美中 2-1-8 天野法律事務所内
「市民オンブズ岡崎」

TEL (0564)53-7857 FAX 53-8038

Email m039asihara@yahoo.co.jp

郵便振替 00870-0-91440 「市民オンブズ岡崎」

発行 2016. 12 .25

岡崎市議会に政務活動費で 陳情書提出

政務活動費について、全国の自治体で不正支出が続出、議員としての活動のため税金から支給されているという自覚がない議員のなんとまあ多いことでしょう。

この12月に入ってからに限っても、次のような話題がありました。

政務活動費から漫才師に講師料 静岡県議が全額返還へ (2016年12月2日NHK)

静岡県議会の議員で民進党会派の会長が、去年の県政報告会に漫才師を招き、政務活動費から講師料としておよそ120万円を支払っていたことがわかりました。

議員は、世間から疑念を抱かれるとして、過去5年間の県政報告会で政務活動費から支出した費用を全額返還する考えを明らかにしました。

鯖江市議会最大会派の収支報告書、領収書の書き加え常態化 コーヒー買い「インク代」 経理が宛名やただし書き (2016年12月2日毎日新聞 地方版)

鯖江市議会最大会派の政務活動費収支報告書添付の領収書で、空欄になっていた宛名やただし書きを会派の経理責任者が書き加えて市議会事務局に提出することが常態化していたことが1日、取材で明らかになった。書き加えた領収書には、コーヒーを買ったのに、ただし書きにインク代と書いて支出を受けたものもあった。

福井市議 26人、県外視察で報告書使い回し 政活費から支出 (2016年12月3日)

福井市議会では2015年度、政務活動費を使った県外への団体視察が33回あり、このうち19回で参加者の一部や全員が報告書を使い回していたことが3日、政活費収支報告書で分かった。関与したのは市議32人中26人に及んだ。

視察『報告書』に問題～政務活動費ニュースまとめ～ (12月5日 NHK)

去年6月、石川県の能美市議会では、愛知県にある精密機器の製造会社や岐阜県の航空自衛隊岐阜基地の視察をしましたが、議員10人の報告書が全く同じ文面だったことが問題になっています。

能美市の条例では政務活動費を使って視察を行った場合、調査結果や議員個人の所感を記した報告書を提出しなければなりません。議会事務局によりますと、10人全員の報告書が、一部付け加えた文言を除いて、すべての項目で1字1句同じだったということです。

静岡県議が不適切支出、ガソリン代 政活費に私的利用分(2016年12月6日中日新聞)

静岡県議会の最大会派、自民改革会議の佐地茂人県議（４５）＝静岡市駿河区＝は五日、二〇一三年七月から一五年度末までに支給された政務活動費（政活費）のうち、ガソリン代に多額の私的利用が含まれていたとして、全額返還すると発表した。

<政活費でPC>宮城県議会 自民 842万円を返還（2016年12月06日）

宮城県議会の最大会派「自民党・県民会議」（３１人）が政務活動費（政活費）でパソコンなどを大量購入した問題を巡り、自民会派は５日、仙台市民オンブズマンから不適切と指摘された政活費１７９２万円のうち８４２万円を県に返還した。

大阪府阪南市議会は７日、政務活動費の前払い方式をやめ、後払い方式にする条例改正案を全会一致で可決した。（2016.12.7 産経新聞）

阪南市では今秋以降、庄司和雄市議（５１）の領収書使い回し疑惑や、見本栄次市議（６４）の妻同伴視察旅行の２人分宿泊費計上問題が相次いで発覚。木村正雄市議（５７）が広報チラシの印刷代として野菜直売所などが発行した領収書を提出していたことも明らかになった

兵庫県議会 政務活動費をこっそり返還（2016年12月07日）

加茂元議員は、政務活動費を支出した2011～13年度のカーリース料に、支出できない任意保険料が含まれていたことなどから275,017円を返還。返還理由は付されています。

他に1会派6人の議員が40,157円を返還。

岩谷元県議は、2011～13年度の政務活動費の支出312,378円を返還。

データ整理代、お茶・茶菓子代として支出していましたが、お茶・茶菓子代は、白紙領収書を使っていたようですが、返還理由が明らかにされていません。

釜谷議員は、政務活動費で2013年度に購入した切手代396,559円を返還。返還理由が示されておらず、切手を購入していたのかもわかりません。

この10月に2015年度の兵庫県議会政務活動費の返還状況について、情報公開請求しました。

その結果、1会派（自民党）と9人の議員（自民7人、公明1人、ひょうご県民連合1人）から1,024,111円が、返還されていることがわかりました。

宮城県議妻社長の会社に370万円（2016年12月09日金曜日 河北新報）

宮城県議会会派の自民党・県民会議（３１人）に所属する中沢幸男県議（青葉選挙区）が、仙台市青葉区の事務所賃料として、妻が社長を務めていた建物を所有する会社に、政務活動費（政活費）から4年間で約370万円を支出していたことが8日、分かった。

市民オンブズ岡崎では、市議会議員選挙も終わり、市議会議員の陣容も整ったこともあり、全国市民オンブズマン香川大会決議を添付して、11月2日に政務活動費についての陳情書を提出しました。

2016年11月2日

岡崎市会議長 様

岡崎市竜美中 2-1-8 天野法律事務所内
市民オンブズ岡崎 代表 渡邊 研治

岡崎市議会議員政務活動費の改善を求める陳情書

私たちは、市議会議員が議員活動を行う上で政務活動費が必要であるとは思いますが、その用途については市民が納得できるものでなければならぬと考えています。

先般、香川で行われた第23回全国市民オンブズマン香川大会でも別紙のとおり決議されました。当会において岡崎市議会に対し、下記の項目について陳情します。

記

1. 政務活動費の支出にかかる収支報告書、会計帳簿、添付される領収書等、および視察報告書を議会ホームページで公開すること。なお、それまでの間、政務活動費にかかる前記書類等は電磁的記録媒体での交付をすること。
2. 議員が政務活動の一環で、調査のための視察旅行をされておられますが、グリーン車を利用する必要があるとは思えません。そもそも、グリーン車を利用することが当然だとする議員の特権意識を正す必要があると考えます。そこで、それでも必要な場合に限り、グリーン車の指定席券等座席番号がわかるもの(コピーも可)を添付すること。
3. 議員が政務活動の一環として、航空機等の利用時において、現行では旅行業者の領収書の添付としていますが、グリーン車同様搭乗証明として、搭乗券等座席番号がわかるもの(コピーも可)を添付すること。

以上

(添付資料)

決 議

趣旨

- 1 政務活動費を交付しているすべての地方議会は、政務活動費の支出にかかる収支報告書、会計帳簿、及びこれらに添付して提出される領収書等を、議会のホームページで公開するべきである。
- 2 前項の改革が実施されるまでの間、政務活動費の支出にかかる収支報告書、会計帳簿、及びこれらに添付して提出される領収書等の開示については、その要請があったときは、電磁的記録 (PDF データ等) によって交付するべきである。

理由

- 1 政務活動費を交付している地方議会では、提出される毎年度の政務活動費

の支出にかかる収支報告書と領収書等を議長に提出することとされており、それらの閲覧もすることができる。

2 しかしこれらの文書は、多くの議会では紙ベースで閲覧することしかできないので、住民が閲覧するには平日の昼間に議会に赴かなければならない。また、領収書等は膨大なため、写しの交付を受けようとする住民は多額の費用を支払わなければならないし、請求のつど写しを作成する事務職員の負担は非常に大きなものになる。

3 政務活動費の使途を、真に住民にとって透明度の高いものにするためには、住民が、いつでも安価かつ容易に、政務活動費の使途の情報を得られることが不可欠であり、そのためには、議長に提出された収支報告書と領収書等を議会のホームページで公開し閲覧できるようにすることが必要である。また、収支報告書・領収書以外に会計帳簿（領収書等が全部提出される以上、帳簿だけを提出対象から除外し続ける意味は全くない）についても議長に提出すべきものとし、これもあわせてホームページで公開することが有益である。

4 近年、政務調査費・活動費の使途の透明化の要請が高まるとともに、収支報告書・領収書を議会ホームページで公開する自治体は増加しつつある（大阪府、兵庫県、高知県、京都市、大阪市、神戸市、函館市、大津市、西宮市など）が、なお比較的少数にとどまっている。

5 したがって、一日も早く、①収支報告書・領収書等の議会ホームページでの公開を実現し、②会計帳簿の提出を義務化してあわせてホームページ公開すべきである。

6 また、上記のHP 公開が実現するまでの間は、領収書等の写しの交付を電磁的記録（PDF データ等）によって行うべきである。

政務活動費の支出にかかる領収書等は通常紙ベースの資料として提出されるが、紙資料は痛みやすいうえ、そのつど複写を行う事務職員の事務負担も少なくない。これらの文書を公開する際には、原本から開示するための親コピーが作成されているはずであり、これを電磁的記録化することは複合複写機を一度作動させることで足り、いったん電磁的記録として保存されたコピーは劣化することもなく、保管のために大きな空間を要することもなく、写しの交付に要する事務作業料も大幅に節約できるので、議会の事務処理の点で非常に有益なので、これを行うことには大きな合理性もあるからである。

（全国の地方議会においても、岐阜県、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県、鳥取県、高知県、沖縄県、札幌市、静岡市、大阪市、豊田市、那覇市の各議会が、電磁的記録として交付している。）

2016年9月25日

第23回全国市民オンブズマン香川大会参加者一同

政務活動費の不正支出相次ぎ、 総務省も慌てて通知

総行行第198号
総行経第22号
平成28年9月30日

各都道府県知事 殿
（市区町村担当課、情報公開担当課扱い）
各都道府県議会議長 殿
（議会事務局扱い）
各指定都市市長 殿
（情報公開担当課扱い）
各指定都市議会議長 殿
（議会事務局扱い）

総務省自治行政局長
（公印省略）

政務活動費に係る対応について

政務活動費については、その制度制定の経緯並びに「地方自治法の一部を改正する法律の施行について」（平成12年5月31日付け自治行第32号自治省行政局行政課長通知）及び「地方自治法の一部を改正する法律の公布及び施行について」（平成24年9月5日付け総行行第118号・総行市第134号総務大臣通知）の趣旨を十分踏まえて、その使途の透明性の確保をはじめとする適正な制度運用に努めてこられたものと考えますが、今般、政務活動費の不正受給事案が相次いで明らかとなる事態となっています。

政務活動費は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項の規定により、その交付の対象、額、交付方法及びその充当できる経費の範囲を条例で定めることとされており、また、同条第16項の規定では、議長に使途の透明性の確保に関する努力が明記されるなど、住民への説明責任の徹底や使途の透明性の向上を図るための不断の取組が議会に求められています。各議会におかれては、こうした制度趣旨を踏まえ、政務活動費の適正な取扱いについて、更なる取組をお願いいたします。

また、政務活動費の不正受給に関連して、情報公開制度における開示請求者に関する個人情報等について、みだりに第三者に提供する不適切な運用と考えられる事案が相次いで判明している状況にあります。

開示請求者の情報が公になれば、開示請求の萎縮や情報公開制度への信頼性の低下につながるおそれもあることから、情報公開制度の適正な運用確保のため、開示請求者の個人情報等は当該情報を知る必要のない者にまで情報提供、共有することがないよう、留意する必要があります。また、個人情報保護の観点からも、開示請求者の個人情報の適正な管理が要請されています。

改めて、これら開示請求者に関する個人情報等の取扱いを含めた情報公開制度の運用にあたり、情報公開条例、個人情報保護条例等関係法令の規定に則って、適切な取扱いを徹底されますようお願いいたします。

各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対しても、本通知の周知をよろしく申し上げます。なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

消防団経費についての改善状況

昨年12月24日に改善要望をした件につき、1月27日に回答を得ていましたが、その後改善策はどうなっているのか、10月12日に消防本部に出向き、聴いてきました。現状は以下のようなものでした。

平成28年10月12日

市民オンブズ岡崎
代表 渡邊 研治 様

岡崎市消防本部

消防団経費にかかる改善要望の経過について

記

- 1 消防団員に支給される年報酬及び費用弁償につきましては、平成29年4月1日以降からの報酬等を個人口座に振込むための準備を行っています。具体的には、8月3日に開催されました第3回消防団長会議において、口座振替申出書を全団員に配布しました。配布しました申出書につきましては、各団員の直筆で作成していただき10月19日に開催されます第4回消防団長会議までに回収します。
- 2 各種出動報告書の確認につきましては、提出された管轄の消防署と集計を行う総務課での二重チェックを継続して行っています。
- 3 運営費等補助金の振込口座につきましては、消防団名が明記された口座名に変更が完了しています。
- 4 消防団個人の負担軽減につきましては、消防団員の声に耳を傾けながら必要な対応を執っていきたいと考えています。

前回の回答内容です

27消総第1654号
平成28年1月27日

市民オンブズ岡崎
代表 渡邊 研治 様

岡崎市消防本部
消防長 原田 幸夫



消防団経費にかかる住民監査報告と改善要望について（回答）
平成27年12月24日付けのこのことについては、下記のとおりです。

記

- 1 消防団員に支給される年報酬及び費用弁償については御指摘にもありますとおり、その性格上本人に直接支給されるべきものであります。本市においても個人支給移行に向けて団長会議等で諸課題を検討し、準備を進めてまいります。
- 2 消防団部長から提出される各種出勤報告書の氏名等の記載については、提出先が管轄の消防署となっていることから、消防署で受理する際と、所管課である総務課での集計時に記載事項を細部まで確認する二重チェック体制としました。
- 3 運営費等補助金の振込口座につきまして、個人名義となっておりますものにつきましては、適正な口座名へ変更するように依頼しております。また、振込口座を団と部に分けることにつきましては、交付金の透明性の観点から有効であります。現在の団口座への一括振込みを部まで拡大しますと、現状では多くの振込手数料が必要となりますことから運用面を含め、透明性が確保できるよう交付金事務の取扱方法などを検討してまいります。
- 4 消防団員個人の負担軽減については、消防本部においても以前から検討しており、これまで団長会議の場において各団長の了承を得ながら、火災予防運動期間中の広報宣伝及び年末夜警における警備人員の縮減や、消防団車両点検時の車両移動を消防本部再任用職員が担当するなど負担軽減策を執り進めてまいりました。しかし、地元根付いた活動を展開する消防団は、これら消防関係行事等に加えて地元町内会等における行事には欠かすことのできない団体となっております。
今後も消防団員の声に耳を傾けながら、地域防災力及び団員の士気の低下を招かないよう行事の見直しなど、必要な対応を執っていきたいと考えております。

（担当：総務課 電話21-9836 FAX21-9821）

市民オンブズ岡崎 新年会のご案内

2017年1月7日（火）午後5時から
藤川「道の駅」近くの「はるみの」で行います。

0564-48-8551

1月例会を新年会にかえます。参加者は連絡ください。携帯 080-3643-5224（渡邊）

略図

藤川駅より走って1分
三河高校信号 西 100m

